

介護予防・日常生活支援総合事業(予防給付基準相当サービス「現行相当」) 給付・事業者指導担当 Q & A

1	指定申請	介護予防・日常生活支援総合事業の指定等に係る申請や届出はどこにするのか。	介護予防・日常生活支援総合事業(予防給付基準相当サービス「現行相当」)指定等に係る申請や届出(問い合わせ含む)は、「介護保険課給付・事業者指導担当」に行ってください。その他の「サービスB」、「サービスC」の問合せ先は、高齢者福祉課です。																					
2	指定申請	「現行相当」のサービスの指定等に係る書式はどこからダウンロードできますか。	以下のページで、ダウンロード可能です。 【墨田区ホームページ 健康・福祉 介護保険事業者向け情報 介護予防・日常生活支援総合事業に伴う指定申請について】 但し、PDF版になっておりますので、ワード版ご希望の方は、「kaigohoken@city.sumida.lg.jp」問合せ先メールアドレス宛に、タイトル「総合事業指定申請書依頼」と記載の上、連絡ください。様式を送信します。																					
3	指定申請	総合事業の指定申請や変更届等の書類は、どこに提出すれば良いか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>指定(更新)申請</th> <th>変更届</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">介護保険</td> <td>訪問介護・通所介護( 1 )</td> <td>東京都</td> <td>東京都</td> </tr> <tr> <td>地域密着型通所介護( 2 )</td> <td>墨田区</td> <td>墨田区</td> </tr> <tr> <td>予防訪問介護・予防通所介護</td> <td>東京都</td> <td>東京都</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「現行相当」総合事業</td> <td>平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けていた事業所</td> <td>平成30年3月31日まで みなし指定</td> <td>墨田区( 3 )</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月1日以降開設した介護予防訪問介護または介護予防通所介護で、「現行相当」サービスを実施予定の事業所( 4 )</td> <td>墨田区</td> <td>墨田区</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 平成28年4月1日以降、利用定員が19人以上の通所介護 2 平成28年4月1日以降、利用定員が19人未満の通所介護は「地域密着型通所介護」へ移行されます 3 他区の利用者がいる事業所は、各保険者へ届出が必要です。各保険者へ御確認ください。 4 他区の利用者がいる事業所は、各保険者へ申請又は届出が必要です。各保険者へ御確認ください。 新たに加算算定する場合 算定月の前月15日まで、変更届 変更日から10日以内、に区へ届出が必要。 総合事業に関する事故報告は、墨田区介護保険課あてに提出してください。</p>			指定(更新)申請	変更届	介護保険	訪問介護・通所介護( 1 )	東京都	東京都	地域密着型通所介護( 2 )	墨田区	墨田区	予防訪問介護・予防通所介護	東京都	東京都	「現行相当」総合事業	平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けていた事業所	平成30年3月31日まで みなし指定	墨田区( 3 )	平成27年4月1日以降開設した介護予防訪問介護または介護予防通所介護で、「現行相当」サービスを実施予定の事業所( 4 )	墨田区	墨田区
		指定(更新)申請	変更届																					
介護保険	訪問介護・通所介護( 1 )	東京都	東京都																					
	地域密着型通所介護( 2 )	墨田区	墨田区																					
	予防訪問介護・予防通所介護	東京都	東京都																					
「現行相当」総合事業	平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けていた事業所	平成30年3月31日まで みなし指定	墨田区( 3 )																					
	平成27年4月1日以降開設した介護予防訪問介護または介護予防通所介護で、「現行相当」サービスを実施予定の事業所( 4 )	墨田区	墨田区																					
4	定款	実施するために定款変更を行った場合、給付・事業者指導担当へ届出は必要か。	必要事項を追記しただけの定款変更の場合、届出の必要はありません。																					
5	定款	定款上の「介護予防サービス事業」の中に、「現行相当」のサービスは含まれないのか。	お見込みのとおり。介護予防サービス事業は介護保険に基づく介護予防事業であり、「現行相当」のサービスは介護保険法に基づく地域支援事業であるため、事業自体が異なります。そのため、介護予防サービス事業に「現行相当」のサービスは含まれません。																					

6	定款	実施するために定款の変更は必要か。	<p>平成30年3月31日までは、事業所では「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と総合事業を併用し実施する可能性があるため、新規に双方のサービスを指定するためには2種類の記載が必要です。</p> <p>但し、平成27年3月31日以前に指定を受けた事業所では、既に「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の記載があれば、そのまま「みなし指定」となるため、総合事業の指定申請書類として定款を求めることはありません。しかし、みなし指定の有効期間以降は、事業者は区が定める指定基準により指定の更新を受けなければならず、この更新までに定款を記載しておく必要があります。</p> <p>記載例は以下のとおりですが、法人の種類によって異なります。そのため、原則所轄庁に相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第1号訪問事業」( )</li> <li>・「介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第1号通所事業」( )</li> <li>( )緩和したサービスの実施の場合も含まれる。</li> </ul>
7	定款	定款上に第1号事業の必要事項を追加した場合、今までの「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」という記載は削除してよいか。	<p>少なくとも、総合事業への移行が全国で終了する平成30年3月までは、定款上に「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」について記載がなければ、介護予防給付の対象者に対するサービス提供が継続してできなくなる可能性があります。</p>
8	契約書等	要支援者のサービス利用者に対しては、総合事業が開始される平成28年4月1日に一斉に契約書及び重要事項説明書を取り直すのか。	<p>要支援者は、要支援認定の更新のタイミングで、随時総合事業へ移行します。そのため、更新のタイミングで新たに契約書を取り交わすまたは契約書等の変更に係る覚書等を作成してください。その際、利用者及び家族に対し、予防給付から総合事業に移行した旨の説明を行い、十分同意を得たうえでサービスの提供を開始してください。</p>
9	運営規程	運営規程は新たに作成する必要があるか。	<p>別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えありません。</p>
10	運営規程	「みなし指定」の適用を受けている事業所が、「現行相当」のサービスを実施にあたって、運営規程を給付・事業者指導担当に届出の必要があるか。	<p>必要事項を訂正・追記しただけの場合、届出は必要ありません。運営規程が適正であるかどうかについて、実地指導及び指定の更新申請時に随時確認していきます。</p>